

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株式を公開し、一般の投資家を広く株主として受け入れる企業として、継続的な株主価値の増大は当然の責務であることを念頭に、当社はそれを実現させるためのコーポレート・ガバナンスのあり方を次のように考え、実行してまいります。

1. 経営責任の明確化

役員賞与を業績に連動させることによって、経営責任の所在の明確化を図ってまいります。

2. 経営陣に対する監視

経営陣に対する監視を目的として定められた会社法上の機関の有する機能を最大限に発揮させることにより、その目的を達成させてまいります。

3. 監査機能の有効化

内部監査と連携を取りつつ、取締役の業務執行を監視するという視点により監査を行うことで監査役による監査機能を有効なものとしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	19,025	60.39
ヴィンキュラム ジャパン従業員持株会	2,311	7.33
ト部 邦彦	704	2.23
城田 正昭	460	1.46
井口 與志昭	320	1.01
大西 誠	277	0.87
長田 光男	227	0.72
新岡 弘行	225	0.71
中尾 達成	206	0.65
松井証券株式会社	155	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

富士ソフト株式会社 (上場:東京) (コード) 9749

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であります富士ソフト株式会社を中心とした同社グループにおいては、その成り立ちとしてM&Aを主体としてきたこともあり、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ憲章が定められており、各グループ企業が独自の方針等により事業を展開するとともに、グループ企業が各々の特長を生かしたアライアンスを推進していくことにより、グループ全体としての成長を実現していくことをグループ戦略としております。このことから、各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、各社においてはグループ内の事業展開上の制約及び調整事項等はありません。

以上のことから、当社としては一定の独立性は確保されていると認識しておりますが、同社との関係については重要性が高いものと考えております。

なお、当社と親会社富士ソフト株式会社間において取引を行う場合、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しております。また、当社と同社間における重要な財産の処分・譲り受け、多額の借財及びその他取締役会決議事項につきましては、その決定に際して、その他第三者の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による決算監査及び期中監査(年4回)のつど、会計処理等の適正性に関する意見聴取、及び各監査状況に関する意見交換を行い、監査法人との連携を図っております。
また、内部監査計画策定に際しての意見交換、内部監査部門との合同実査(年12回以上)等を行い、内部監査部門との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
村田 智之	公認会計士				○				○	
佐藤 吉浩	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

村田 智之	○	独立役員に指定しております。 公認会計士(大学教授)	<招聘理由> 公認会計士としての経験や会計分野において高度な知識を活かして、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行うことができると判断したためであります。 <独立役員指定理由> 当社と同氏の間には取引関係は一切なく、また、当社意思決定に対して不当な影響を与え得る特別な関係もないことから、中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
佐藤 吉浩		弁護士 (注) 退任した監査役の補欠として就任したため、任期は前任者の任期満了の時である平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。	<招聘理由> 弁護士として企業法務に関する幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する大所高所からの監督と助言を期待できるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員である村田智之の主な活動状況は、会計分野に高度な知識を有しており、社内における会計監査機能強化の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員賞与は、予算達成度を基準に業績評価(予算達成度)を行い、その評価を予め定められた役位ごとの報酬基準にあてはめる事で支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第22期 事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
 役員報酬:
 取締役役に支払った報酬 86,230千円(内、社外取締役 一千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の補佐は、管理部門が兼務にて担当しております。主な担当業務としては、取締役会等の開催通知や事前の資料説明、求められた資料の提供などがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、客観性及び中立性を確保した経営監視機能の強化並びに企業の透明性及び経営の健全性の強化を図るため、以下の体制を採用しております。

当社は社内外の監査役が、株主に代わって取締役の職務の執行を監督することで健全な経営の維持を図る監査役制度を採用しております。

取締役は、業務執行上の意思決定を取締役会にて行い、その補完的役割を担う機能として経営会議を設置しております。

業務執行責任者である代表取締役は、自らの職務執行をより有効なものとするための諮問機関として、構造改革委員会、セキュリティ強化委員会、マインドV活力委員会を設置するとともに、内部監査部門及び内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、内部統制及びコンプライアンスの強化を図っております。

取締役会は、現在、取締役4名で構成されており、毎月1回定期的に開催され、月次決算の報告及び会社法、取締役会規則に定められた事項に関する審議を行っております。また、経営会議は、業務執行の具体的内容や、その背景となる戦略検討及び重要事項の取組方針の審議が行われ、その結果に基づいて業務執行責任者が意思決定を行う仕組みとなっており、迅速な意思決定を行えるように、毎月2回開催しております。

内部監査部門は、現在1名により構成され、内部監査担当者は監査計画書に基づき各部署の業務活動全般に対して、運営状況、業務の効率性・合理性及びコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施しております。なお、監査結果につきましては、代表取締役社長に報告するとともに、業務活動の改善及び適切な運営に向け勧告、助言等を実施しております。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名により構成され、監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席の他、経営方針の浸透状況の確認等、内部監査の実効性に関する監査や、内部監査への立会を実施しております。また、毎月1回の監査役会にて監査役間の情報交換を行うことで、多面的な経営監視を実施し、監査機能の有効化を図っております。

外部からの監視体制として、会計監査を太陽ASG有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、並木健治、石原鉄也であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他数名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監督と執行の分離を可及的に高めるため執行役員制度を採用し、取締役会により意思決定機能及び監督機能を強化しております。また、監査役3名中2名の社外監査役が外部からの客観的、中立的見地から経営の監視機能を果たしております。更に、社外監査役が取締役会のほか必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席することとしており、意思決定のプロセスを直接的にチェックする体制をとっております。これらの体制により、社外監査役2名をもって十分に経営監視機能が確保できるものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年度の株主総会招集通知は、平成23年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	本年度の株主総会は、平成23年6月24日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に当社の価値を適正に評価していただくことを情報開示の目的としております。そのため、当社は、適時(できる限り速やかに)、公正(法令を遵守し良い情報と悪い情報とを区別しない)、公平(全ての株主・投資家に対して平等)に情報を提供すること基本姿勢としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適時、個人投資家説明会を開催しております。 平成23年3月1日開催 個人投資家向け説明会(説明者:代表取締役社長 瀧澤隆、参加人数:305名)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算並びに四半期決算発表後に開催しております。 平成23年5月24日開催 アナリスト・機関投資家向け 第22期決算説明会(説明者:代表取締役社長 瀧澤隆、参加人数:10名)	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトURL(http://www.vinculum-japan.co.jp/ir)、掲載情報(有価証券報告書、決算短信、会社説明会資料、プレスリリース)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:代表取締役社長 瀧澤隆、IR担当部署:管理部経理財務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、以下の基本方針を掲げております。

ア. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役、執行役員及び従業員の教育等を行う。内部監査室は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について執行役員及び従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役(本項においては執行役員を含む)の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等に係るリスクについては、管理部及び各委員会にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布、組織横断的リスク状況の監視、その他の全社的対応を行うものとする。

経営上の緊急事態が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策及び損失の拡大防止に努める。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、経営上の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に分離し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、迅速かつ効率的な業務執行を可能とする体制を構築する。

取締役会は取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定める。業務担当取締役または執行役員は、その目標達成のために会社の権限分配・意思決定ルールに基づき担当事業分野における業務を執行する。

以上のほか、取締役会が定期的に業務執行の状況をレビューし、必要な場合には改善を促すことを内容とする体制を構築する。

オ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社からの報告及び当社による承認の仕組み等を定めた関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行う。また、当社の内部監査室は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

当社は、定期的に親会社及び子会社と連絡会議を開催し、グループ経営方針の統一化を図るとともに、各グループ会社との間に密接な協力関係を保ちつつ、相互の独立性を確保する。

カ. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の従業員及び管理部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、執行役員及び内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

キ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインにおける通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

ク. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめ経営会議、営業会議等の主要会議へ出席する。

ケ. 財務報告の信頼性、適正性を確保するための体制

当社は、財務諸表の信頼性、適正性を確保するため「財務報告の信頼性に関する内部統制評価の基本方針」を制定し、基本計画を定める。これに基づき財務報告に係る内部統制を有効かつ適切に整備、運用し、評価する体制を構築する。また、不備があれば是正する体制を構築する。

2. 整備状況

コンプライアンス体制の整備状況としては、顧問弁護士と顧問契約を締結し、業務執行に関して必要に応じ、適宜アドバイスを受けることにより、コンプライアンスの徹底を図る体制を構築しております。

リスク管理体制の整備状況としては、個人情報保護、情報セキュリティに関するリスクに対してセキュリティ強化委員会を設置し、定期的なミーティングの開催及び毎月1回のセキュリティパトロールを実施しております。また、コンプライアンスに関するリスクに対して内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、定期的なミーティングの他、法令遵守に関する教育、モニタリング等を実施し、リスク管理体制の強化を図っております。さらに、様々なリスクが発生した際の対処方法を定めた経営危機管理規程を制定しており、リスク発生時の損害を最小限に抑えるための体制を構築しております。

情報管理体制としては、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書に記録し、保存するために文書管理規程を制定しており、情報管理のための体制を整備しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の行動基準を定めた「企業倫理規程」に基づき、企業及び市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら適切な対応が取れる体制を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、導入は予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、さらなる内部統制システムの充実に向け、以下の事項を推進してまいります。

1. 取締役、従業員に対するコンプライアンス教育の強化
2. 内部通報制度の実効性確保
3. グループ・ガバナンスの強化

